

浅原－上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業

募集要項

令和6年3月

倉敷市水道局

募集要項 目次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 一般事項	1
2-1. 本事業の概要	1
2-2. 対象施設	5
2-3. 業務範囲	8
2-4. 事業期間	8
2-5. 提案上限価格	8
2-6. 遵守すべき法制度等	9
2-7. 事業実施状況の確認（モニタリング）	9
第3章 プロポーザル応募の手続等	11
3-1. 募集等のスケジュール	11
3-2. 応募者の構成	11
3-3. 事業スキーム	12
3-4. プロポーザル応募に関する手続き	13
3-5. プロポーザル応募に関する留意事項	17
3-6. 担当窓口	18
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	19
4-1. 応募者に共通する資格要件	19
4-2. 設計企業の資格要件など	19
4-3. 建設企業（代表企業）及び地元建設企業などの資格要件など	22
4-4. 応募者の制限	25
4-5. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	25
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	26
5-1. 応募資格審査書類	26
5-2. 提案書類	26
第6章 事業者の選定方法	27
6-1. 応募資格の審査	27
6-2. 提案内容の審査	27
6-3. 審査委員会	28
6-4. 最優秀提案者の選定など	28
6-5. 審査結果の通知及び公表	29

第7章 本局と事業者の責任分担	30
7-1. 基本的考え方	30
7-2. 予想されるリスクと責任分担	30
第8章 契約に関する事項	32
8-1. 契約手続き	32
8-2. 契約の枠組み	32
8-3. 契約保証金	33
第9章 支払条件	34
9-1. 費用の構成	34
9-2. 費用の調達	34
9-3. 費用の支払方法	34
9-4. 物価変動による工事費の変更	34

第1章 募集要項の位置づけ

浅原一上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、倉敷市水道局（以下、「本局」という。）が、『浅原一上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業』（以下、「本事業」という。）を設計施工一括発注方式（DB方式、Design Build）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付されるものである。ここで、以下の文書は募集要項と一体のものとする。

- ア．要求水準書
- イ．事業者選定基準
- ウ．提出書類作成要領及び様式集
- エ．基本協定書
- オ．設計業務委託契約書
- カ．設計業務委託契約に関する覚書
- キ．工事業務委託契約書
- ク．工事業務委託契約に関する覚書

なお、募集要項と実施方針の内容に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

第2章 一般事項

2-1. 本事業の概要

1) 事業の目的

本局では、管路の老朽化が進行しており、現在取り組んでいる基幹管路の更新事業を加速して実施することが急務である。

また、現在、大口径管路を自社施工できる地元建設企業は限られており、災害時・緊急時の対応力向上も課題である。

こうした背景を踏まえ、今回、民間事業者の力を活用し、更新の加速化を図るため、配水管整備事業に設計施工一括発注方式を採用し、本事業で同方式を適用することとした。

本事業の目的は、対象路線の更新を円滑に完了することであるが、これに加えて、本事業では、前述した諸課題への取組も主眼としている。諸課題への取組により期待できる効果として、民間事業者が持つ最新技術を活かした品質管理や業務の効率化、大口径管路を自社施工できる地元建設企業の増加、事業量確保による担い手不足の解消などを見込んでいる。

【本事業の背景など】

- ◇管路の老朽化が進行しており、更新を加速して実施する必要がある
- ◇現在、大口径管路を自社施工できる地元建設企業は限られている
- ◇これら諸課題に対応するため、管路更新事業に DB 方式を採用する

【本事業の目的など】

- 民間事業者の力を活用した管路更新事業の加速化
- 民間事業者が持つ最新技術を活かした品質管理と業務の効率化
- 大口径管路を自社施工できる地元建設企業の増加
- 事業量の確保（長期的な工事）による担い手不足の解消

2) 事業名称

浅原－上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業

3) 管理者名

倉敷市水道事業管理者 古谷 太一

4) 事業場所

次の図表に示す3つの路線を対象とする。

表 2-1 事業箇所一覧

路線名	口径	布設延長	備考
A. 浅原－上東	φ 600 mm	3,870m	
B. 生坂－中央	φ 400 mm	380m	
C. 備南第 5－松島	φ 400 mm	2,460m	JR 山陽本線の横断部を含まず

5) 事業方式

本事業は、本局と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び施工を行った後、本局に施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB 方式）により実施する。なお、設計及び施工に必要な資金については本局が調達する。

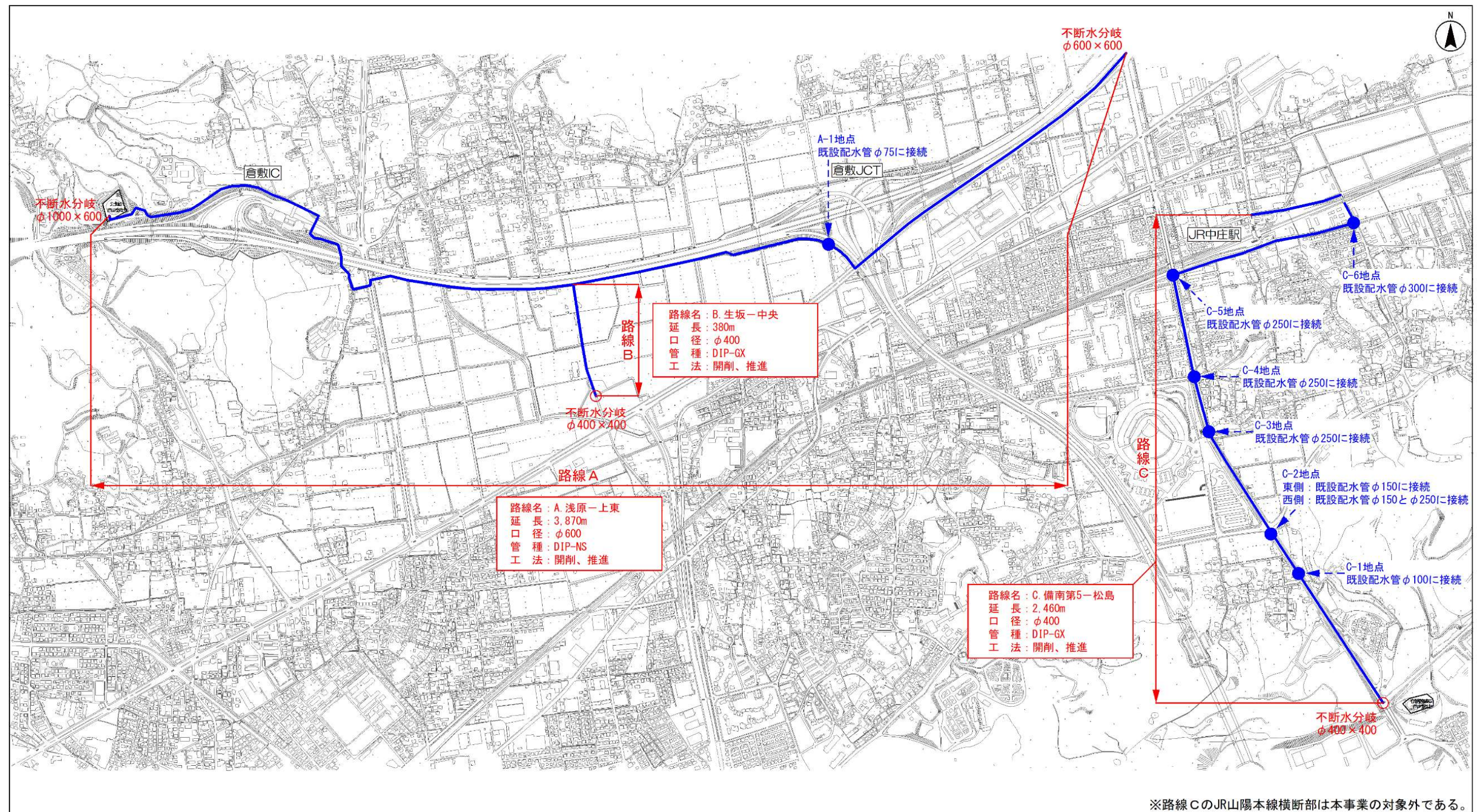


図2-1 事業箇所の概要

6) 事業者選定方式

本事業では、対象施設の設計や工事などについての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。従って、事業者の募集及び選定に当たっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2-2. 対象施設

1) 施設概要

本事業の対象施設は、下表に示すとおりである。なお、同表内の開削工・推進工・水管橋の区分及び数量は、基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

表 2-2 本事業の対象施設

路線名	工法・道路種別・管種・口径・布設延長など		
A. 浅原－上東 (3,870m)	開削工－市道及び国道 429 号	DCIP-NS ϕ 600mm	3,587m
	推進工－市道(山陽自動車道横断)	DCIP-PN ϕ 600mm	48m
	推進工－市道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 600mm	15m
	推進工－市道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 600mm	100m
	推進工－市道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 600mm	20m×6 か所
	水管橋(普通河川・西川)	DCIP-NS ϕ 600mm	1 か所
	水管橋(水路)	DCIP-NS ϕ 600mm	2 か所
	不断水分岐	ϕ 1000× ϕ 600	1 か所
	不断水分岐	ϕ 600× ϕ 600	1 か所
B. 生坂－中央 (380m)	開削工－市道	DCIP-GX ϕ 400mm	370m
	推進工－市道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	10m
	不断水分岐	ϕ 400× ϕ 400	1 か所
C. 備南第 5－松島 (2,460m)	開削工－市道及び県道 187 号	DCIP-GX ϕ 400mm	2,070m
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	20m×3 か所
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	50m
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	70m
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	15m
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	55m
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	25m
	推進工－県道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	10m
	推進工－市道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	20m
	推進工－市道(水路横断)	DCIP-PN ϕ 400mm	85m
	不断水分岐	ϕ 400× ϕ 400	1 か所
	不断水仕切弁挿入	ϕ 400	1 か所
	不断水分岐	ϕ 300× ϕ 300	1 か所

2) 管路の起終点及び接続箇所

(1) 路線A

① 起点接続部

起点は、浅原配水池の流出管φ1000とする。不断水分岐はφ1000×φ600とする。また、将来更新時のスペースを確保できるように、配水池に最も近い位置からの不断水分岐とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

② 終点接続部

終点は、既設配水管φ600への接続とする。不断水分岐はφ600×φ600とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

③ 中間接続部

路線Aのうち、図2-1に示すA-1地点において既設配水管φ75に接続する。

(2) 路線B

① 起点接続部

起点は、路線Aφ600に設けるφ400の分岐とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

② 終点接続部

終点は、既設配水管φ400への接続とする。不断水分岐はφ400×φ400とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

(3) 路線C

① 起点接続部

起点は備南第5配水池の流出管φ400とする。不断水分岐はφ400×φ400とする。また、既設管との切り替えのために、不断水仕切弁を設置する。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

② 終点接続部

終点は、既設配水管φ300への接続とする。不断水分岐はφ300×φ300とする。なお、管に対する不平均力に対応する措置も含む。

③ 中間接続部

路線 C のうち、図 2-1 に示す各地点では表 2-3 のとおり、既設配水管と接続を行う。

表 2-3 路線 C の中間接続部一覧

地点名称	接続する既設配水管	備考
C-1	φ 100	
C-2	東側 : φ 150 西側 : φ 150、φ 250	
C-3	φ 250	
C-4	φ 250	
C-5	φ 250	C-5~C-6 地点は並行するサービス配水管 φ 150(DCIP-GX)も事業対象とする。
C-6	φ 300	

(4) 付帯設備部 (全路線共通)

管路の通水、洗管並びに維持管理上必要な排水設備や仕切弁、空気弁を設ける。

2-3. 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は下表に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-4 事業者が行う業務範囲の概要

業務種別と項目		業務内容
設計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果などを参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、事業費を算出するとともに、設計図書を作成する。
	設計に伴う申請	関係機関と申請手続きに必要な協議を行い、協議書類や申請書類などを作成し、本局の申請手続きを補助・支援する。
	各種調査	設計・施工に必要な箇所での測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査を行う。
	各種調査に伴う申請	各種調査に必要な申請書類を作成し、本局の申請手続きを補助・支援する。
	出来高精算	工事の出来高精算に係る変更設計成果物などの作成を行う。
工事	工事業務	表 2-2 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う許認可の申請	関係機関と各種許認可等の申請手続きに必要な協議を行い、協議書類や申請書類などを作成・提出し、関係機関から許可を得る。 なお、申請に必要な証紙等の費用は事業者が負担する。
	工事管理	日々の工事に関する工事管理を行う。また本局に提出する工事書類の作成・提出を行う。
	家屋調査	建設工事に伴う周辺家屋への影響に関する事前及び事後調査を行う。

2-4. 事業期間

令和 12 年 6 月 28 日（金）まで

※ただし、当初の詳細設計業務は令和 7 年 12 月 26 日（金）までに完了すること。

2-5. 提案上限価格

本事業の提案上限価格（積算基準日：令和 5 年 10 月 31 日）は次のとおりとする。

総事業費 3,424,509,000 円（うち、消費税及び地方消費税額 311,319,000 円）

設計委託費 163,680,000 円（うち、消費税及び地方消費税額 14,880,000 円）

2-6. 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、要求水準書「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令等を遵守すること。

また、関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは要求水準書「3-1. 関係法令及び基準・仕様等」の表3-1に示す提出先を参照すること。

2-7. 事業実施状況の確認（モニタリング）

本局は、事業者による設計及び施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類等に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

（1）モニタリングの時期と内容

事業者は、設計及び施工の進捗状況について、本局が定めた方法に従って定期的にセルフモニタリングの実施とその結果を記録した資料を作成する。本局は、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。ここで、モニタリングの時期及び内容は、概ね以下に示すとおりとする。なお、本局が別途確認を必要とする場合においては、本局の方法及び手段により実施するものとする。

ア. 業務着手時

事業者は、業務着手時に業務全体に関する工程表及び業務計画書等を本局に提出し、本局は要求した事業スケジュール等に適合しているか否かの確認を行う。

イ. 事前調査時

本局は、事前調査完了時に事業者から提出された調査結果等について、要求水準を満たしているか否かの確認を行う。

ウ. 設計時

本局は、実施設計完了時に、事業者から提出された図書について、契約書及び要求水準書（以下「契約書等」という。）に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

エ. 工事施工時

本局は、事業者が行う工事施工、工事管理の状況について、契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。

オ. 工事完成・施設引渡し時

本局は、完成した施設等が、契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。

（２）モニタリングの結果

モニタリングにより、設計及び施工の実施状況が「設計業務委託契約書」「工事業務委託契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。その対応状況によっては、支払い金額を減額することがある。

（３）モニタリングに要する費用の負担

本局が確認に要する費用のうち、本局に生じる費用は本局の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3-1. 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表3-1のとおりである。

表3-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

実施内容	年月日
実施方針の公表	令和5年11月24日(金)
資料貸与申請（開始～締切）	令和5年11月24日(金)～12月8日(金)
実施方針に関する質問及び意見の受付（開始～締切）	令和5年11月24日(金)～12月8日(金)
実施方針に関する質問への回答の公表	令和6年1月31日(水)
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、 提案書作成要領及び様式集、契約書）の公表	令和6年3月29日(金)
資料貸与申請（開始～締切）	令和6年3月29日(金)～4月12日(金)
募集要項等に関する質問の受付（開始～締切）	令和6年3月29日(金)～4月12日(金)
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和6年6月14日(金)
応募資格審査書類の受付（受付開始～締切）	令和6年6月17日(月)～6月28日(金)
応募資格審査結果の送付（発送日）	令和6年7月12日(金)
提案書類（参考見積書及び技術提案書）の受付（開始～締切）	令和6年9月2日(月)～9月13日(金)
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和6年10月下旬
事業者選定結果公表	令和6年11月
基本協定締結	令和6年12月
設計業務委託見積徴収	令和6年12月
設計業務委託契約締結	令和7年1月
工事業務委託見積徴収	令和7年12月（提案内容に基づく）
工事業務委託契約締結	令和8年1月（同上）

3-2. 応募者の構成

応募者の構成に関する事項を以下のア～ウに示す。

ア. 応募者は、設計企業及び建設企業を含む複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ. 応募グループの代表企業は建設企業とし、参加表明書により代表企業であることを明示するとともに、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。

ウ. 同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることができる。ただし、兼ねる場合は、建設企業及び設計企業の資格要件を満たすこととする。また、設計企業及び建設企業は2つ以上の応募グループに属することはできない。

3-3. 事業スキーム

応募者は、設計企業及び建設企業で構成され、建設企業は単体又は地元建設企業を含む特定建設工事共同企業体とする。協力企業への下請発注に当たっては、地元建設企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元建設企業を活用するように配慮すること。なお、各企業に必要な資格要件は、「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」による。

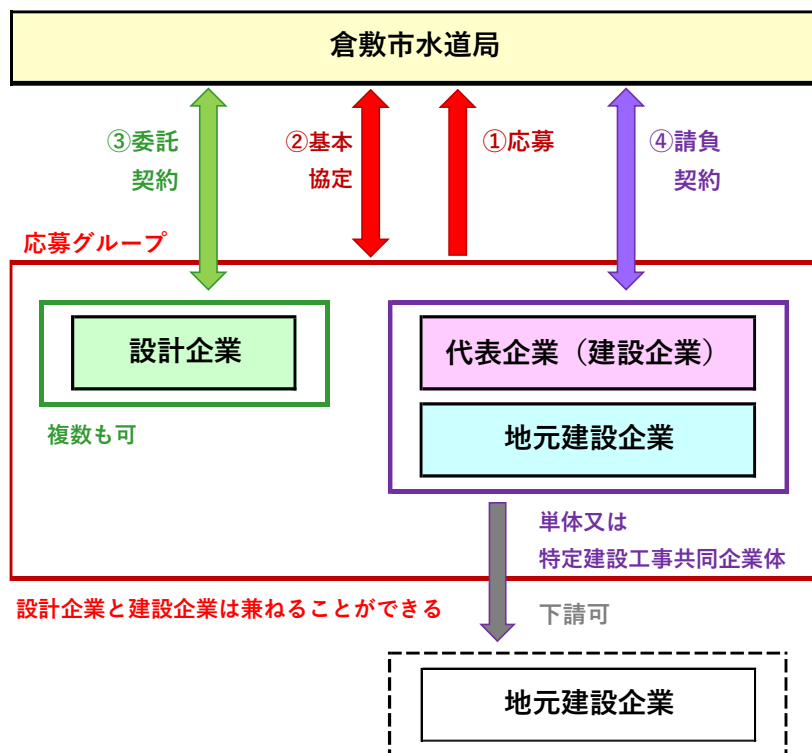


図3-1 本事業の事業スキーム

ここで、特定建設工事共同企業体を組成する場合、その構成員数や出資比率について、を次のとおりとする。

構成員が2者の出資比率の最小限度基準 30%以上

構成員が3者の出資比率の最小限度基準 20%以上

3-4. プロポーザル応募に関する手続き

1) 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 資料貸与

ア. 貸与日

令和6年3月29日（金）から令和6年4月12日（金）まで
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで）

イ. 貸与資料

貸与資料は、以下に示すとおりである。（実施方針公表時と同資料）

表 3-2 貸与資料

項目	内容
報告書	管路工事における設計施工一括発注方式の導入可能性調査業務報告書 【管布設基本設計編】 令和4年3月
添付資料	基本設計図面、測量成果、地質調査結果等

ウ. 申請先及び電子メール到着確認に関する問合せ先

『3-6.担当窓口』に記載した窓口

エ. 貸与方法

電子メールによる資料貸与申請書（様式1）の提出

なお、送信者は電子メールの送信後、本局に対し、送信日当日（平日）の午前9時から正午又は午後1時から午後4時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。

オ. 注意事項

（ア）資料媒体は電子データ（CD-R あるいは DVD-R）とする。

（イ）貸与日時については、申請者に別途通知する。

（ウ）同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。

（エ）資料貸与時の質疑は受け付けない。

（オ）資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）の原本を提出すること。

（カ）貸与資料は、本事業に係る技術提案や応募を検討することを目的とした参考資料であり、本事業の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

(2) 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

表 3-3 募集要項等に関する質問の受付

項目	内容
受付期間	募集要項等の公表から令和6年4月12日（金）午後4時まで
受付方法	受付は、上記の受付期間中に電子メールによる送信のみとし、電話等による問合せには応じない。 なお、送信者は電子メールの送信後、本局へ送信確認の電話連絡を行うものとする。その連絡は、送信日当日（平日）の午前9時から正午又は午後1時から午後4時までの間とする。
質問書の様式	質問書様式1～7に記入の上、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は、『浅原一上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業に関する質問』とすること。
提出先及び電子メール 到着確認に関する 問合せ先	『3-6.担当窓口』に記載した窓口

(4) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものと本局が認めたものを除き、以下の要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

表 3-4 募集要項等に関する質問の回答

項目	内容
公表日（予定）	令和6年6月14日（金）
本局ホームページ アドレス	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/suidou/

2) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

表 3-5 応募資格審査書類の受付

項目	内容
受付期間・時間帯 (予定)	令和6年6月17日(月)～6月28日(金) 午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時
提出場所	『3-6.担当窓口』に記載した窓口
提出方法	持参
提出書類	『5-1. 応募資格審査書類』の【様式Ⅰ】応募資格審査に関する提出書類

3) 応募資格審査結果の送付

応募資格審査の通知は、以下のとおり実施する。

表 3-6 応募資格審査結果の送付

項目	内容
送付日(予定)	令和6年7月12日(金) 発送 ※7月12日(金)を応募資格要件確認基準日とします。
送付先	代表企業

4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

表 3-7 提案書類の受付

項目	内容
受付期間・時間帯 (予定)	令和6年9月2日(月)～9月13日(金) 午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時
提出場所	『3-6.担当窓口』に記載した窓口
提出方法	持参
提出書類	『5-2. 提案書類』の【様式Ⅲ】基礎審査に関する提出書類 『5-2. 提案書類』の【様式Ⅳ】詳細審査に関する提出書類

5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

表 3-8 プロポーザル応募辞退届の受付

項目	内容
受付期間・時間帯 (予定)	令和6年9月2日(月)～9月13日(金) 午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時
提出場所	『3-6. 担当窓口』に記載した窓口
提出方法	持参
提出書類	『5-1. 応募資格審査書類』の【様式Ⅱ】辞退に関する提出書類

6) プレゼンテーションの実施

本局は、基礎審査等を通過した応募者に対し、令和6年10月下旬に応募者による提案書類の内容に関するプレゼンテーションを受け、ヒアリング等を実施する。なお、この詳細については、該当する応募者の代表企業に令和6年10月上旬までに通知する。

3-5. プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及びその追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本局は、本事業の公表のため及びその他本局が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本局が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本局に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本局が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア. 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- イ. 事業名及び見積金額のない書類
- ウ. 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- エ. 事業名に誤りのある書類
- オ. 見積金額の記載が不明瞭な書類
- カ. 見積金額を訂正した書類
- キ. 一つの応募において、同一の者が二以上の提案を行った書類
- ク. 提案書類の受付期間の締切までに本局担当窓口が届かなかった書類
- ケ. 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- コ. 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が 1 者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、「第 6 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルに当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3-6. 担当窓口

以上一連の手続きに関する担当窓口は以下のとおりである。

(担当窓口及び提出先)

倉敷市水道局水道建設課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

電話 086-426-3681 (水道建設課直通)

電子メール wbcnst@city.kurashiki.okayama.jp

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

4-1. 応募者に共通する資格要件

応募者を構成するすべての企業は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

ア. 地方自治法施行令（昭和 22 政令第 16）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。

イ. 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領又は倉敷市水道局建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。

ウ. 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱又は倉敷市水道局建設工事等暴力団対策会議設置要綱に基づく指名除外を受けていないこと。

エ. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令を受けていないこと。ただし、当該停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。

オ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

4-2. 設計企業の資格要件など

(1) 企業要件

設計業務を行う者は、次に掲げる全ての要件に該当すること。なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

ア. 登録業種

倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第 208 号）に基づく土木関係建設コンサルタント業務（土木設計）における令和 6 年度の入札参加資格を有する者であること。

イ. 許可又は登録

建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）における「上水道及び工業用水道部門」に登録していること。

ウ. 施工実績等

平成 21 年 4 月 1 日以降に、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道管路における実施設計業務を元請けとして履行し、完了した実績があること。

(2) 技術者要件

ア. 管理技術者

(ア) 資格について

「技術士・技術管理者・RCCM・実務経験者」の内から1名を配置すること。
その際、「技術士」及び「RCCM」の部門は上水道及び工業用水道とする。

(イ) 業務経験について

本業務と同等以上の業務（口径φ400mm以上の送・配・導水管の開削工事かつ推進工事の実施設計業務）を、管理技術者あるいは照査技術者として経験していること。

イ. 照査技術者

(ア) 資格について

「技術士・技術管理者・RCCM・実務経験者」の内から1名を配置すること。
なお、「技術士」及び「RCCM」は部門を問わない。

(イ) 業務経験について

本業務と同等以上の業務（口径φ400mm以上の送・配・導水管の開削工事かつ推進工事の実施設計業務）を、管理技術者あるいは照査技術者として経験していること。

ウ. 担当技術者

受注者は、管理技術者のもとで実務を担当する者を配置することができる。

エ. 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

オ. 担当技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

カ. 管理技術者は、打合せ等に必ず出席すること。

キ. 定義

(ア) 技術士

技術士法に基づき行われる国家試験に合格し、登録された者をいう。

(イ) 技術管理者

建設コンサルタント登録規程第3条第1号に該当するもので、国土交通大臣が認定した者をいう。

(ウ) RCCM

（一社）建設コンサルタンツ協会の定款第4条第1項第6号に基づくRCCM資格制度施行規程第4条の規定に合格し、第8条の登録をした者をいう。

(エ) 実務経験者

建設コンサルタント業務等に10年以上の実務経験を有する者をいう。ただし、水道管布設の実施設計業務に関しては、水道管布設の実施設計業務に10年以上の実務経験を有する者をいう。

4-3. 建設企業（代表企業）及び地元建設企業などの資格要件など

(1) 企業要件

建設業務を行う者が、単体の場合は、次に掲げる代表企業の要件を満たすものとし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表企業以外は地元建設企業の要件を満たしていること。

ア. 代表企業

(ア) 登録業種

倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第 207 号。以下「要綱」という。）に基づく水道施設工事における令和 6 年度の入札参加資格を有する者であること。

(イ) 建設業の許可

契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 総合値の点数

令和 6 年度の水道施設工事の総合値（要綱第 6 条第 1 項の規定による点数の合計値）に倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱第 5 条に規定する水道局発注工事成績の加減点を付加した点数が 1,000 点以上の者。

(エ) 施工実績

次の①及び②の要件をいずれも満たすこと。

- ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が管路 DB 方式により発注した口径 $\phi 400\text{mm}$ 以上の送・配・導水管の接合を含む工事の施工実績を有していること。^(注1)
- ② 水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した請負金額 5 億円以上の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。）を元請けとして施工し、平成 21 年 4 月 1 日以降に完成し引き渡した実績があること。^(注2)

（注 1）特定又は経常建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。

（注 2）施工実績には、請負契約書の写し若しくは一般財団法人日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書、登録内容確認書の写し等、施工実績が確認できる書類を添付すること。ただし、本局発注の公共工事を施工実績とする場合に限り、添付書類の提出は不要。

イ．地元建設企業

(ア) 登録業種及び市内外業者区分^(注1)

要綱に基づく水道施設工事における令和 6 年度の入札参加資格を有する者のうち、市内業者（市内に本社又は本店を有する者）又は県内業者（県内に本社又は本店を有する準市内業者^(注2)に限る。）であること。

（注 1）倉敷市契約課ホームページに掲載。

（注 2）準市内業者の定義については（オ）を参照。

(イ) 指定給水装置工事事業者証の交付

令和 6 年 2 月 29 日までに倉敷市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年倉敷市水道局管理規程第 1 号）第 6 条の規定による倉敷市指定給水装置工事事業者証の交付を受けていること。また、同規程第 8 条の規定による指定の取消し又は同規程第 9 条の規定による指定の停止を受けていないこと。

(ウ) 総合値の点数

令和 6 年度の水道施設工事の総合値（要綱第 6 条第 1 項の規定による点数の合計値）に倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱第 5 条に規定する水道局発注工事成績の加減点を付加した点数が 700 点以上の者。

(エ) 施工実績

水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、請負金額 6,000 万円以上の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。）を元請けとして施工し、平成 21 年 4 月 1 日以降に完成し、引き渡した実績があること。^{(注3) (注4)}

（注 3）特定又は経常建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。

（注 4）施工実績には、請負契約書の写し若しくは一般財団法人日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書、登録内容確認書の写し等、施工実績が確認できる書類を添付すること。ただし、本局発注の公共工事を施工実績とする場合に限り、添付書類の提出は不要。

(オ) 準市内業者

市内に支店又は営業所を有する者のうち、平成 11 年 4 月 1 日以降に本局発注（旧真備町発注工事を除く。）の水道施設工事について実績を有する者であって次のいずれかを満たすもの

- ・平成 10 年 3 月 31 日までに指定を受けた倉敷市水道局指定工事店であって、届出により倉敷市指定給水装置工事事業者として指定を受けた者とみなされた

事業者（倉敷市指定給水装置工事事業者規定（附則第 2 条））

- ・旧真備町において施工実績を有していた町外業者のうち、1 市 2 町合併後に市内に契約締結先となる支店又は営業所を有するもの

（２）技術者要件

ア．代表企業

（ア）統括責任者

設計施工の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。統括責任者は、本局との統括的な連絡窓口となるが、本事業は長期間にわたるため、本局の承諾を得た上で、代理となる連絡窓口（代表企業に限る。）を定めることができる。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

（イ）配置技術者

建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。

イ．地元建設企業

（ア）配置技術者

建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。

（イ）配水管技能者

倉敷市水道局配水管布設工事の施工技術の確保に関する規程（平成 9 年倉敷市水道局管理規程第 6 号）第 3 条第 2 項に規定する配水管技能者（大口径に登録されており、直接的雇用関係がある者に限る。）を配置できること。

4-4. 応募者の制限

本事業の発注支援業務に関わる者と資本面又は人事面において関連がある者については、本事業の応募者になることはできない。

ア. 本事業の発注支援業務に関わっている者

(ア) 株式会社日水コン

(イ) 虎ノ門南法律事務所

イ. 発注支援業務に関わる者と資本面や人事面で関連がある者

(ア)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。

(イ)「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

4-5. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者を構成する企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間、「第4 応募者の備えるべき応募資格要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

ア. 代表企業が資格要件を喪失した場合

当該応募グループを失格とする。

イ. 代表企業以外の企業が資格要件を喪失した場合

当該資格要件を喪失した企業を除外し、当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けた上、企業の役割分担の変更、又は企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

5-1. 応募資格審査書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、「提出資料作成要領及び様式集」の様式Ⅰに示すとおりである。なお、辞退する場合には様式Ⅱの辞退届を提出すること。

5-2. 提案書類

提案書類として提出するものは、「提出書類作成要領及び様式集」の様式Ⅲ及びⅣに示すとおりである。

第6章 事業者の選定方法

6-1. 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

本局は、提出された応募資格審査書類を審査した上、必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正もしくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。

2) 応募資格要件の審査

本局は、応募者から提出された応募資格審査書類により応募資格要件を満たしていることを審査する。

本局は、提出された応募資格審査書類を審査した上、必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正もしくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。

ここで、審査内容は、以下のとおりとする。

表 6-1 応募資格要件の審査

項目	内容
応募資格要件	『第4章 応募者の備えるべき応募資格要件』の各項目

3) 応募資格審査結果の通知

本局は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6-2. 提案内容の審査

提案内容の審査については、基礎審査（提案価格や要求水準との適合性）、詳細審査（プレゼンテーション、技術及び価格評価）によって行う。

1) 基礎審査

(1) 提案書類の確認

本局は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ここで、軽微な書類不備等があった場合、訂正による追加提出を認めるが、それを提案内容の審査に反映する可能性があることに留意すること。

(2) 提案価格の確認

本局は、応募者が提出した価格が、提案上限価格以内であることを確認する。提案上限価格を超えた場合は失格とする。

(3) 要求水準適合性の確認

本局は、応募者の提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(4) 基礎審査結果の通知

本局は、基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

2) 詳細審査

(1) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類、本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「提出書類作成要領及び様式集」に示すとおりである。

(2) プレゼンテーションの実施

応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

(3) 詳細審査の内容

詳細審査では、技術評価と価格評価を行う。

技術評価では、応募者が提出した提案内容をプレゼンテーションで確認し、評価項目及び配点に基づいて得点化（以下、「技術評価点」という。）を行う。また、価格評価では、提案上限価格と提案価格との比率から得点化（以下、「価格評価点」という。）を行う。

各応募者の技術評価点及び価格評価点を合計したものを総合評価点（100 点満点）とする。これらの具体的な内容については、「事業者選定基準」に示す。

6-3. 審査委員会

本局は、事業者の選定に際して、「倉敷市水道局管路 DB 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、事業者選定基準をあらかじめ決定し、事業者選定基準に基づいて応募者の提案書等の評価を行う。

6-4. 最優秀提案者の選定など

最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定するが、総合評価点が最低合格点（60 点）を超えていることとする。

1) 最優秀提案者などの選定

総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、その応募者を最優秀提案者とする。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。

2) 優先交渉権者の決定

本局は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、次点であった優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。

6-5. 審査結果の通知及び公表

本局は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者(代表企業)に対して書面にて通知するとともに、本局ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問合せには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

第7章 本局と事業者の責任分担

7-1. 基本的考え方

本事業では、施設の設計及び施工の契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、本局が責任を負うものとする。

7-2. 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、本局と事業者の分担を次頁に示す。詳細については、設計業務委託契約書及び工事業務委託契約書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

表 7-1 リスク分担一覧

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担	
			本局	事業者
法制度	許認可リスク	1 本局の事由による許認可等取得遅延	○	
		2 1 以外の事由による許認可等取得遅延		○
	法令変更リスク	3 法制度・許認可の新設・変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）	○	
		4 広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更リスク	5 法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更		○
		6 本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更	○	
経済	物価変動リスク	7 人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰	○	
	金利変動リスク	8 本事業に係る金利変動に係る費用増減		○
社会	住民対応リスク	9 本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		10 事業者が行う業務（調査・工事）に関する地元合意形成		○
	環境問題リスク	11 本局が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		12 事業者が行う業務（調査・工事）に起因する環境の悪化		○
	第三者賠償リスク	13 本局の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償（本局の指示による事故発生の場合など）	○	
		14 事業者の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
災害	災害リスク	15 戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止	○	
契約	入札説明リスク	16 入札説明書や手続き等の誤り、内容の変更	○	
	契約締結リスク	17 本局の事由による契約の未締結	○	
		18 事業者の事由による契約の未締結		○
	債務不履行リスク	19 本局の事由による（発注者の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
		20 本局の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		21 事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
	発注者責任リスク	22 工事請負契約の締結に関しての責任	○	
		23 工事請負契約の内容に関しての責任	○	
		24 工事請負契約の内容変更を行う際の対応	○	
	保険リスク	25 設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○
設計	測量・調査リスク	26 本局が実施した測量・調査の不足	○	
		27 事業者が実施した測量・調査の不足		○
	設計リスク	28 本局の事由（提示条件や配管ルート等の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		29 事業者の事由（提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
工事	地中埋設物リスク	30 既存資料で把握及び想定不可能な土壌汚染、地下埋設物	○	
		31 既存資料で把握及び想定可能な地下埋設物		○
		32 文化財の存在	○	
	用地リスク	33 工事に要する資材置き場、仮設道路等の確保		○
	現場リスク	34 工事の現場管理		○
	工事遅延リスク	35 本局の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○	
		36 事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○
	工事費増大リスク	37 本局の事由による設計返答等に伴う工事費の増大	○	
		38 想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○	
		39 事業者の事由による工事費の増大		○
設計工事共通	安全確保リスク	40 調査、工事等における安全管理の実施		○
引渡	性能リスク	41 要求性能が不適合（施工不良を含む）であった際の対応		○
		42 引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		○

第8章 契約に関する事項

8-1. 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と本局は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書(案)の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

2) 契約の解除

優先交渉権者が「4-5 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合、本局は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、「4-5 イ. 代表企業以外の企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本局が認めた場合は、この限りではない。

8-2. 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、設計委託契約を本局と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の全部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事業務委託契約を本局と締結する。

2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

表 8-1 事業契約とその対象者

項目	対象者
基本協定	応募者である代表企業と構成企業
設計業務委託契約	本局と設計企業
工事業務委託契約	本局と建設企業（代表企業） あるいは、建設企業（代表企業）・地元建設企業による特定 J V 特定 J V：特定建設工事共同企業体

3) 締結時期及び契約期間

契約締結時期及び契約期間は、以下のとおりとする。

表 8-2 契約締結時期及び契約期間

項目	対象者
基本協定締結	令和 6 年 1 2 月
設計業務委託契約締結	令和 7 年 1 月
工事業務委託契約締結	令和 8 年 1 月
設計業務委託契約期間	契約日の翌日から令和 1 2 年 6 月 2 8 日まで（事業者との提案協議による）
工事業務委託契約期間	契約日の翌日から令和 1 2 年 6 月 2 8 日まで（事業者との提案協議による）

8-3. 契約保証金

設計業務委託契約書及び工事業務委託契約書に基づくものとする。

第9章 支払条件

9-1. 費用の構成

費用の構成は、以下に示すとおりである。

表 9-1 費用の構成

項目		該当する業務
設計	設計費	詳細設計業務
		各種申請等の補助業務
	調査費	各種調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査）
	その他費	出来高精算業務
工事	工事費	工事業務
		各種許認可等の申請業務
		工事管理業務
		家屋調査業務

9-2. 費用の調達

設計及び工事に要する費用は、本局が調達するものとする。

9-3. 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各契約書に基づき支払うものとする。

また、本局の予算確保のため、各年度の9月末までに翌年度の工事施工予定金額を本局に報告するものとする。

9-4. 物価変動による工事費の変更

物価変動による工事費の変更については、以下に示すとおりとする。

ア. 工事業務委託契約書に基づき協議するものとする。

イ. 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合には、本局と事業者が協議して対応を定めるものとする。